

新型コロナウイルス感染症予防について

上富良野町内で、4月14日（火）、町内で新型コロナウイルスに関する患者が確認され、続く15日（水）にも新たな患者が確認されました。また、町内事業者（十勝岳ハイヤー）から従業員の中から患者が発生した旨公表され、15日時点では、北海道が公表した患者について、当該事業者の方であることが判明しています。

町民の皆様には、今後も下記の点についてご理解とご協力をお願いします。

◆これまで以上の感染予防の取り組みをお願いします

新型コロナウイルス感染は、一人ひとりの行動によって感染リスクを下げるができるという報告がされています。感染拡大を防ぐため、より一層の**手洗い**と**咳（せき）エチケット**の徹底、集団感染の要因となる「**3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）**」を避ける取り組みをお願いします。また、建物内の換気、近距離での会話にもご注意ください。

発熱など風邪の症状が見られるときは、学校や仕事等を休むことも大切です。

◆不要不急の往来等の自粛をお願いします

国の緊急事態宣言の対象となった都府県（東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪・兵庫・福岡）とともに、北海道と札幌市で出された緊急共同宣言に伴い札幌市など感染が拡大している地域や場所への不要不急の往来を控えるようにお願いします。

◆正確な情報収集と落ち着いた行動をお願いします

上富良野町では、感染症の発生に関して、北海道から情報が入りましたら、防災行政無線放送などを通じ、速やかに町民の皆様にお伝えしています。

また、濃厚接触された方には、保健所から直接連絡があり、健康観察されることになっています。

しかしながら、一部では、公表されていない個人に関する情報の憶測や流布により、感染された方や、その関係者、関係機関などに対する誤解、差別、偏見、憶測、いやがらせなどの不当な扱いについても発生しております。町民のみなさまの正確な情報による適切な行動をお願いします。

◆不安がある方はご相談ください

ご自身の症状に不安のある方、新型コロナウイルスに関するご相談がある方は、次の相談窓口にご相談ください。

- 富良野保健所 電話 23-3161 （平日8：45～17：30）
- 北海道保健福祉部 電話 011-204-5020 （24時間）
町の相談窓口 新型コロナウイルスに関する一般相談
- 保健福祉総合センター かみん（保健福祉課健康推進班）電話 45-6987 （平日8：30～17：15）
小中学校の対応に関する相談
- 町教育委員会（教育振興課学校教育班） 電話 45-6699 （平日8：30～17：15）

※発熱や倦怠感などの症状で医療機関の受診を希望される場合は、あらかじめ医療機関に電話し、医療機関の指示のもと受診してください。

今後も、北海道から「新型コロナウイルス」に関する情報が入りましたら、速やかにお知らせいたします。

◆感染症対策の要点を確認しましょう

●濃厚接触者とは？

『患者（確定例）』（※検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者）が、発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する方です。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者
- ・適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、『患者（確定例）』と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する。）

（引用元：国立感染症研究所 感染症疫学センター 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領）

●無症状病原体保持者（症状はないがPCR検査が陽性だった者）から感染しますか？

通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く表れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなります。したがって、（無症状の場合は）可能性は低いとみられるものの、新型コロナウイルスについては、十分解明されていないこともあるため、一般的な感染症対策（※）や健康管理に心がけてください。



※一般的な感染症対策とは、石けんによる手洗いや手指消毒などを行い、できる限り混雑した場所を避ける等

（引用元：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A 一般向け）

←「厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」

町民の皆様へ

新型コロナウイルスの感染状況は、より深刻さを増しており、今月7日、7都府県を対象地域とする「緊急事態宣言」が、国の改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき発出されました。

また、北海道においては、対象地域とはなっていませんが、感染の拡大防止のため4月8日から5月6日までを「集中対策期間」とし、12日には「北海道・札幌市緊急共同宣言」が出されました。

そうした中、14日には上富良野町内で、新たな新型コロナウイルス感染者が発表され、合わせて勤務先であるハイヤー会社からも、自社の従業員であることが公表されました。

町民の皆様の中には、このたびの事態に大きな不安を感じておられる方もいると思います。

このような状況から、普段からの感染予防の取り組みと、コロナウイルスに対する不安に冷静に町民の皆様が一丸となり対応することが大変重要と考えます。

上富良野町は、これまでも「安心・安全のまちづくり」を目指し取組みを進めてきており、新型コロナウイルス感染予防対策につきましては、近隣市町村での患者発生の状況を受け、2月24日に対策本部を設置し、これまで公共施設や学校等での感染予防策の取組みや町民の皆様への情報提供・感染症予防策の啓発等を行ってきております。目に見えない新たな感染症への対応について、国・道との連携や専門機関の知見をいただきながら対応することが、町民皆様の命と健康を守ることにつながり、早期に収束する道と考えておりますので、改めまして、町民皆様一人ひとりの感染症予防策の徹底と、感染患者となってしまった方や関係者の方への思いやりのある行動をお願い申し上げます。

令和2年4月17日

上富良野町長 向山 富夫